

(認可外保育施設) 報告の対象となる事案

① 死亡事故 ② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故	①②③「教育・保育施設等事故報告書」に記入して提出
④ 置き去り、すり抜け等、児童の姿を見失った事案	④ 「置き去り等事案報告様式」に記入して提出

報告書は、必ず大阪市に電話連絡を入れてから、提出してください。

大阪市への報告

①～③死亡事故、意識不明、治療に要する期間が30日以上や疾病を伴う重篤な事故

・「事故報告書」表面に記入

大阪市に電話連絡を入れた後、報告書を提出

報告書提出(第1報)
事故発生当日
(遅くとも翌日)に提出

・「事故報告書」表面・裏面・保護者同意欄に記入

報告書提出(第2報)
1か月以内に提出

④置き去り・すり抜け等の事案

大阪市に電話連絡を入れた後、報告書を提出

報告書提出
発生当日
(遅くとも翌日)に提出

報告先:大阪市こども青少年局 幼保企画課 認可外グループあて

電話 06-6361-0756

E-mail fb0010@city.osaka.lg.jp